

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.033

処 分 名	市街地再開発事業を除く再開発事業計画の認定
処 分 の 概 要	建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業であって、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するものを実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、再開発事業に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。
根拠法令等・条項	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号） 第二百二十九条の二第一項、第二百二十九条の四、第二百二十九条の五、第二百二十九条の七、第二百二十九条の八、第二百二十九条の九
審 査 基 準	法令に条文において、基準等が明記されているため審査基準については設定しません。
標準処理期間	30日（関係機関との協議に要する期間を除きます）
設定年月日	平成28年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁4階都市計画課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 （ある場合、アドレスを記載してください。）

■都市再開発法

第二百二十九条の二 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業であつて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するもの（市街地再開発事業を除く。以下この章において「再開発事業」という。）を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、再開発事業に関する計画（以下この章において「再開発事業計画」という。）を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

第二百二十九条の四 都道府県知事は、再開発事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

第二百二十九条の五 再開発事業計画の認定を受けた者（以下この章において「認定事業者」という。）は、当該再開発事業計画の認定を受けた再開発事業計画（以下この章において「認定再開発事業計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。